

中国語原文	日本語仮訳
货物贸易外汇管理试点指引	貨物貿易外貨管理試行手引
第一章 总则	第一章 総則
第一条 为完善货物贸易（以下简称贸易）外汇管理，推进贸易便利化，促进涉外经济发展，根据《中华人民共和国外汇管理条例》，制定本指引。	第一条 貨物貿易(以下、貿易という)外貨管理を改善し、貿易の利便性向上を推進し、対外経済発展を促進するため、「中華人民共和国外貨管理条例」に基づき、本手引きを制定する。
第二条 国家对贸易项下国际支付不予限制。出口收入可按规定调回境内或存放境外。	第二条 国家は貿易項目下の国際支払に対し制限を設けない。輸出収入は規定に基づき域内へ回収、または境外へ留保することができる。
第三条 从事对外贸易机构（以下简称企业）的贸易外汇收支应当具有真实、合法的交易背景，与货物进出口应当一致。	第三条 対外貿易を従事する機関(以下、「企業」という)の貿易外貨収支は真実の、且つ合法的な取引背景を有し、貨物の輸出入と一致しなければならない。
第四条 经营结汇、售汇业务的金融机构（以下简称金融机构）应当对企业提交的交易单证的真实性及其与贸易外汇收支的一致性进行合理审查。	第四条 人民元転、外貨転業務を經營する金融機関(以下、「金融機関」という)は、企業が提出した取引エビデンスの真実性及び貿易外貨収支との一致性に対し、合理的な審査を行わなければならない。
第五条 国家外汇管理局及其分支机构（以下简称外汇局）依法对本指引第二条第二款、第三条、第四条规定事项进行监督检查。	第五条 国家外管局及びその分支機構(以下、「外管局」という)は法律に基づき本手引の第二条第二項、第三条、第四条が規定する事項について監督検査を行う。
第六条 外汇局建立进出口货物流与收付汇资金流匹配的核查机制，对企业贸易外汇收支进行非现场总量核查和监测，对存在异常或可疑情况的企业进行现场核实调查（以下简称现场核查），对金融机构办理贸易外汇收支业务的合规性与报送相关信息的及时性、完整性和准确性实施非现场和现场核查。	第六条 外管局は輸出入貨物の流れと収支資金の流れの整合性の検査体制を確立し、企業貿易外貨収支に対しオフサイト総量検査と警戒モニタリングを行い、異常或いは疑わしい状況が発生した企業に対しては、オンサイト確認検査(以下はオンサイト検査という)を行う。金融機関が取扱う貿易外貨収支業務のコンプライアンス

	<p>性、関連情報報告の適時性、完全性、正確性について、オフサイト検査とオンサイト検査を行う。</p>
<p>第七条 外汇局根据现场核查结果，结合企业遵守外汇管理规定等情况，对企业进行分类管理。</p>	<p>第七条 外管局は、オンサイト検査の結果に基づき、企業の外貨管理規定の遵守状況を加味し、企業に対し分類管理を行う。</p>
<p>第八条 外汇局对企业贸易信贷进行总量监测，对企业的贸易信贷规模实施比例管理。</p>	<p>第八条 外管局は、企業貿易与信に対し総量モニタリング、企業貿易与信規模に対し比率管理を行う。</p>
<p>第九条 国际收支出现或者可能出现严重失衡时，国家可以对贸易外汇收支采取必要的保障、控制等措施。</p>	<p>第九条 国際収支に深刻な不均衡が発生、または発生する可能性がある場合、国家は貿易外貨収支に必要な保障、コントロール措置を取ることができる。</p>
<h2>第二章 企业名录管理</h2>	<h2>第二章 「リスト」管理</h2>
<p>第十条 外汇局实行“贸易外汇收支企业名录”（以下简称名录）登记管理，统一向金融机构发布名录。金融机构不得为不在名录的企业办理贸易外汇收支业务。</p>	<p>第十条 外管局は「貿易外貨収支企業リスト」（以下「リスト」という）の登記管理を行い、金融機関に「リスト」を一律公布する。「リスト」に列挙されていない企業に対し金融機関は貿易外貨収支業務を行ってはならない。</p>
<p>第十一条 企业依法取得对外贸易经营权后，应当持有关材料到外汇局办理名录登记手续。企业登记信息发生变更的，应当到外汇局办理变更登记手续。企业终止经营或被取消对外贸易经营权的，应当到外汇局办理注销登记手续。外汇局可根据企业的贸易外汇收支业务状况及其合规情况注销企业名录。</p>	<p>第十一條 企業は法律に基づき、対外貿易経営権を取得した後、関連資料を持参し外管局に「リスト」の登録手続きを行わなければならない。企業登録情報に変更がある場合、外管局に変更登記手続きを行わなければならない。企業は経営を終了、または対外貿易経営権を取り消された場合は、外管局に登録取消手続きを行わなければならない。外管局は企業の貿易外貨収支業務状況及びコンプライアンス遵守状況により、「リスト」から企業を削除することができる。</p>
<p>第十二条 企业办理贸易外汇收支，应当签署《货物贸易外汇收支业务办理确认书》，承诺遵守国家外汇管理规定。外汇局对新办理名录登</p>	<p>第十二条 企業は貿易外貨収支業務を行う場合に、「貨物貿易外貨収支業務確認書」に署名し、国家外貨管理規定を遵守する旨承諾しなければ</p>

<p>记的企业实行辅导期管理。</p>	<p>ならない。外管局は「リスト」に新規登録された企業に対し指導期間管理を行う。</p>
<p>第三章 贸易外汇收支管理</p> <p>第十三条 本指引所称的企业贸易外汇收支包括:</p>	<p>第三章 貿易外貨収支管理</p> <p>第十三条 本弁法でいう企業貿易外貨収支とは以下の内容を含む:</p>
<ul style="list-style-type: none"> (一) 从境外、境内保税监管区域收回的出口货款，向境外、境内保税监管区域支付的进口货款； (二) 从离岸账户、境外机构境内账户收回的出口货款，向离岸账户、境外机构境内账户支付的进口货款； (三) 深加工结转项下境内收付款； (四) 转口贸易项下收付款； (五) 其他与贸易相关的收付款。 	<ul style="list-style-type: none"> (一) 域外、域内の保税監督管理地域から回収する輸出貨物代金；域外、域内の保税監督管理区域に支払う輸入貨物代金；。 (二) オフショア口座及び域外機構域内口座から回収する輸出貨物代金；オフショア口座及び域外機構域内口座に支払う輸入代金； (三) 転廠項目下の域内収入と支払； (四) 仲介貿易項目下の収入と支払； (五) その他貿易項目下の関連する収入と支払。
<p>第十四条 企业应当按照“谁出口谁收汇、谁进口谁付汇”原则办理贸易外汇收支业务，捐赠项下进出口业务等国家另有规定的情况除外。</p>	<p>第十四条 企業は「輸出者と代金受取人が一致し、輸入者と代金支払人が一致する」との原則の下、貿易外貨収支業務を行う。寄贈項目下の輸出入業務等国家が別途定める規定がある場合を除く。</p>
<p>代理进口、出口业务应当由代理方付汇、收汇。代理进口业务项下，委托方可凭委托代理协议将外汇划转给代理方，也可由代理方购汇。代理出口业务项下，代理方收汇后可凭委托代理协议将外汇划转给委托方，也可结汇将人民币划转给委托方。</p>	<p>代理輸入輸出業務は、代理者が支払、入金業務を行う。代理輸入業務項目下の場合、委託者は委託代理契約に基づき、外貨を代理者へ振替、または、代理者が外貨転を行うことができる。代理輸出業務項目下の場合、代理者は委託代理契約に基づき、輸出回収代金を委託者に外貨で振替、または代理者が人民元転し、委託者に振り替えることができる。</p>
<p>第十五条 企业应当根据贸易方式、结算方式以及资金来源或流向，凭相关单证在金融机构办理贸易外汇收支，并按规定进行贸易外汇收支信息申报。</p>	<p>第十五条 企業は貿易方式、決済方式、及び資金源または資金ルートに基づき、関連エビデンスを持参の上、金融機関で貿易外貨収支手続きを行い、規定通り貿易外貨収支情報申告手続を行わなければならない。</p>
<p>金融机构应当查询企业名录和分类状态，按规定进行合理审查，并向外汇局报送前款所称贸易外汇收支信息。</p>	<p>金融機関は企業「リスト」と分類状態を確認し、規定通りに合理的な審査を行い、外管局へ前項で述べた貿易外貨収支情報を報告しなければな</p>

<p>第十六条 对于下列影响贸易外汇收支与货物进出口匹配的信息，企业应当在规定期限内向外汇局报告：</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 超过规定期限的预收货款、预付货款、延期收款以及延期付款； (二) 其他应当报告的事项。 <p>企业可主动向外汇局报告除本条前款规定以外的其他贸易外汇收支信息。</p>	<p>らない。</p> <p>第十六条 下記貿易外貨収支と貨物輸出入の整合性に影響する情報につき、企業は定められた期限内に外管局に報告しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 定められた期限を超えた前受、前払、ユーザース回収及び延払。 (二) その他報告すべき事項。 <p>企業は自主的に本条前項の規定以外のその他貿易外貨収支情報を外管局へ報告することができる。</p>
<p>第四章 非現場核查</p> <p>第十七条 外汇局定期或不定期对企业一定期限内的进出口数据和贸易外汇收支数据进行总量比对，核查企业贸易外汇收支的真实性及其与进出口的一致性。</p> <p>第十八条 外汇局对贸易信贷、转口贸易等特定业务，以及保税监管区域企业等特定主体实施专项监测。</p> <p>第十九条 外汇局对下列企业实施重点监测：</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 贸易外汇收支与货物进出口匹配情况超过一定范围的； (二) 经专项监测发现异常或可疑的； (三) 其他需要重点监测的。 	<p>第四章 オフサイト検査</p> <p>第十七条 外管局は定期的または不定期的に、一定期間内の輸出入データと貿易外貨収支データを総量で比較し、企業の貿易外貨収支の真実性と輸出入の整合性を検査する。</p> <p>第十八条 外管局は貿易与信、仲介貿易等の特定業務及び保税監督管理地域企業等の特定の主体に対して、専用モニタリングを実施する。</p> <p>第十九条 外管局は下記の企業に対し重点モニタリングを実施する：</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 貿易外貨収支と貨物輸出入の整合状況が一定の範囲を超える企業 (二) 専用モニタリングで異常または疑いが発覚した企業 (三) その他重点モニタリングが必要な企業
<p>第五章 現場核查</p> <p>第二十条 外汇局可对企业非现场核查中发现的异常或可疑的贸易外汇收支业务实施现场核查。</p> <p>外汇局可对金融机构办理贸易外汇收支业务的合规性与报送信息的及时性、完整性和准确性实施现场核查。</p>	<p>第五章 オンサイト検査</p> <p>第二十条 外管局が企業のオフサイト検査中に発見した異常または疑わしい貿易外貨収支業務に対しては、オンサイト検査を実施する。</p> <p>外管局が金融機関の取り扱った貿易外貨収支業務のコンプライアンス性と情報報告の適時性、完全性及び正確性に対し、オンサイト検査を実施することができる。</p>

<p>第二十一条 外汇局实施现场核查可采取下列方式：</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 要求被核查企业、经办金融机构提交相关书面材料； (二) 约见被核查企业法定代表人或其授权人、经办金融机构负责人或其授权人； (三) 现场查阅、复制被核查企业、经办金融机构的相关资料； (四) 其他必要的现场核查方式。 <p>被核查单位应当配合外汇局进行现场核查，如实说明情况，并提供有关文件、资料，不得拒绝、阻碍和隐瞒。</p> <p>第二十二条 外汇局按照本指引第二十一条第一款第（三）项规定的方式进行现场核查，现场核查人员不得少于 2 人，并出示证件。现场核查人员少于 2 人或者未出示证件的，被核查单位有权拒绝。</p>	<p>第二十一条 外管局が実施するオンライン検査は、下記の方法を採用することができる：</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 検査対象先企業、取引金融機関に対し、関連書類の提出を要求すること (二) 検査対象先企業の法定代表者または委任者、取引金融機関の責任者または委任者との面談実施 (三) 現場で検査対象先企業、取引金融機関の関連資料の検閲し、コピーすること (四) その他必要となるオンライン検査方法 <p>検査対象先の企業は、外管局のオンライン検査に協力し、事実に基づき状況を説明し、且つ関連書類と資料を提供しなければならない。拒否、妨害、隠蔽を行ってはならない。</p> <p>第二十二条 外管局は本手引きの第二十一条第一項の第（三）で規定する方法でオンライン検査を実施する。オンライン検査実施者は 2 人を下回ってはならず、且つ証明書を提示しなければならない。オンライン検査の実施者が 2 人を下回り、または証明書を提示しない場合は、検査対象先企業はこれを拒否する権利を持つ。</p>
<p>第六章 分类管理</p> <p>第二十三条 外汇局根据现场核查结果，结合企业遵守外汇管理规定等情况，将企业分成 A、B、C 三类。</p> <p>第二十四条 外汇局发布 B、C 类企业名单前，应当将分类结果告知相关企业。企业可在收到外汇局分类结论告知书之日起 7 个工作日内向外汇局提出异议。外汇局应当对提出异议企业的分类情况进行复核。</p>	<p>第六章 分類管理</p> <p>第二十三条 外管局はオンライン検査の結果に基づき、企業の外貨管理規定の遵守状況等も併せ、企業を A, B, C の三種に分類する。</p> <p>第二十四条 外管局は B、C 類企業リストを公布する前に、分類結果を関連企業に通知しなければならない。企業は外管局からの分類結果通知書の受領日より 7 営業日以内に、外管局に異議を申し出ることができる。外管局は異議を申し立てた企業に対し、再審を行わなければならない。</p>

<p>第二十五条 对在规定期限内未提出异议或提出异议后经外汇局复核确定分类结果的企业，外汇局将向金融机构发布企业分类管理信息。外汇局可将企业分类管理信息向相关管理部门通报，必要时可向社会公开披露。</p>	<p>第二十五条 規定期限内に異議を申し立てない企業、または異議申し立て後に再審を経て、分類結果が確定された企業については、外管局は金融機関に企業管理分類情報を発布する。外管局は企業分類管理情報を管理部門へ通報し、必要な時に社会に公開することができる。</p>
<p>第二十六条 外汇局对 B、C 类企业设立分类管理有效期，并对分类结果进行动态调整。</p>	<p>第二十六条 外管局はB、C類の企業に対し、分類管理有効期限を設定し、分類管理結果を流動的に調整する。</p>
<p>第二十七条 在分类管理有效期内，对 A 类企业贸易外汇收支，适用便利化的管理措施。对 B、C 类企业的贸易外汇收支，在单证审核、业务类型及办理程序、结算方式等方面实施审慎监管。</p>	<p>第二十七条 分類管理有効期限内は、A類企業の貿易外貨収支に対して、利便性のある管理措置を適用する。B、C類企業の貿易外貨収支に対しては、エビデンス審査、業務類型及び取り扱いプロセス、決済方式等において慎重な監督管理を行う。</p>
<p>第二十八条 外汇局建立贸易外汇收支电子数据核查机制，对 B 类企业贸易外汇收支实施电子数据核查管理。</p>	<p>第二十八条 外管局は貿易外貨収支電子データ検査体制を確立し、B類企業の貿易外貨収支に対して電子データ検査管理を実施する。</p>
<p>第二十九条 对 C 类企业贸易外汇收支业务以及外汇局认定的其他业务，由外汇局实行事前逐笔登记管理，金融机构凭外汇局出具的登记证明为企业办理相关手续。</p>	<p>第二十九条 C類企業の貿易外貨収支業務及び外管局が認定するその他の業務に対しては、外管局は取引毎に事前登記管理を実施し、金融機関は外管局が発行した登記証明に基づき企業に関連手続きを行う。</p>
<p style="text-align: center;">第七章 附则</p> <p>第三十条 企业和金融机构违反本指引以及其他外汇管理相关规定的，由外汇局依据《中华人民共和国外汇管理条例》等相关法规予以处罚。</p>	<p style="text-align: center;">第七章 附則</p> <p>第三十条 企業と金融機関が本手引き及びその他の外貨管理規定に違反した場合、外管局は「中華人民共和国外貨管理条例」等の関連法規に基づき処罰する。</p>
<p>第三十一条 外汇局可根据国际收支形势和外汇管理需要，对贸易信贷管理、登记管理、非现场核查以及分类管理的具体内容进行调整。</p>	<p>第三十一条 外管局は国際収支情況及び外貨管理の必要性に基づき、貿易与信管理、登記管理、オフサイト検査及び分類管理の具体的な内容について調整を行う。</p>

<p>第三十二条 保税监管区域企业贸易外汇收支参照适用本指引，保税监管区域外汇管理政策另有规定除外。</p>	<p>第三十二条 保税監督管理地域企業の貿易外貨収支は本手引きを参照し適用するが、保税監督管理地域外貨管理政策に別途規定がある場合を除く。</p>
<p>第三十三条 个人对外贸易经营者的贸易外汇收支适用本指引。</p>	<p>第三十三条 個人対外貿易経営者の貿易外貨収支については本手引きを適用する。</p>
<p>第三十四条 出口收入存放境外的管理按照货物贸易出口收入存放境外相关管理规定办理。</p>	<p>第三十四条 輸出収入域外留保の管理については、貨物貿易輸出収入域外留保関連管理規定に基づき取扱う。</p>
<p>第三十五条 本指引所称离岸账户，是指境外机构按规定在依法取得离岸银行业务经营资格的境内银行离岸业务部开立的账户。境内机构在依法取得离岸银行业务经营资格的境内银行离岸业务部门开立的账户，视为境内机构境外账户。</p>	<p>第三十五条 本手引きでいうオフショア口座とは、域外機構が規定に従い、法律に基づきオフショア銀行業務の経営資格を取得した域内銀行オフショア業務部で開設した口座を指す。域内機構が規定により、法律に基づきオフショア銀行業務の経営資格を取得した域内銀行オフショア業務部門で開設した口座は域内機構域外口座と見なされる。</p>
<p>第三十六条 国家外汇管理局根据本指引制定相应实施细则。</p>	<p>第三十六条 国家外貨管理局は本手引きに基づき、関連実施細則を制定する。</p>
<p>第三十七条 本指引由国家外汇管理局负责解释。</p>	<p>第三十七条 本手引きは国家管理局が解釈の責任を負う。</p>
<p>第三十八条 本指引自 2011 年 12 月 1 日起施行。以前法规与本指引相抵触的，按照本指引执行。</p>	<p>第三十八条 本手引きは 2011 年 12 月 1 日より実施する。以前の規定と本手引きが一致しない場合、本手引きに準ずる。</p>

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 企画部 調査課
三菱東京 UFJ 銀行 国際業務部】